

有形固定資産の公正価値測定

米 山 正 樹
東京大学

要 旨

本稿では、IFRS の任意適用を機に、減損損失を補完する注記情報がどう変質したのかを主要な研究主題とした。IFRS を任意適用する理由として、対象企業の多くが「財務情報に係る質的な改善を図ること」を挙げている一方で、IFRS 移行後の注記実務を対象とした先行研究は、IFRS 適用後も注記が不十分な水準にとどまっていることを示唆している。IFRS の適用を通じた注記事項の変質については、旧来の水準が維持されるシナリオと、質的な改善が図られるシナリオのいずれも想定可能であることから、本稿では実際の変化の解明に努めている。

本稿の分析結果は、回収可能価額の算定基礎（正味売却価額か、それとも使用価値か）や現在価値の算定の用いた割引率などの、減損損失を補完する主要な注記情報が、IFRS の適用後に総じて改善していることを示唆している。とはいえ、文書化された開示規定に準拠していないようにみえる企業も無視できない水準でみられ、開示内容についてはなお改善の余地が残されている。

I 問題の所在 —減損関連注記情報への着目—

国際会計研究学会第7回東日本部会において、筆者に与えられたテーマは「有形固定資産の公正価値測定」であった。周知のとおり、現行会計基準は有形固定資産に継続的な公正価値測定を求めている。また規範的な議論に目を向けてみても、「全面公正価値会計」の対象となるのは通常金融資産だけであり、有形固定資産をも継続的な再評価の対象とすべし、という議論は少数にとどまる。こうしてみると、一般的な日本企業が有形固定資産を（広義の）公正価値で測定する必要に迫られるのは、減損損失を計上する必要が生じ、特定年度に限って再評価が求められるケースに限られる⁽¹⁾。現実には観察される会計実務を離れ、有形固定資産を継続的に再評価することの合理性を検討する必要性も乏しいと考えられることから、本稿では、有形固定資産の減損処理を検討課題としている。

減損処理における公正価値測定を対象とした先行研究の多くは、広義の公正価値に属する評価基準のうちのいずれまで簿価を切り下げるのか、という問題を論じてきたといえる。より具体的には、使用価値と正味売却価額とからなる回収可能価額への切り下げを求めるIAS/IFRSや日本基準と、時価への切り下げを求める米国基準との比較がなされてきた。この問題については既に研究の十分な蓄積がみられ、論点はほぼ出尽くしているといえる⁽²⁾。さらに言い換えるなら、減損処理の導入で会計基準の体系を支えている基礎概念はどう変質したのか、それは引き続き原価—実現の枠組みと整合的なのか、それとも「時価会計への移行」の嚆矢と位置づけられるのか、といった問題は「掘り尽されたもの」という。

逆にいうと、減損会計基準のあり方をめぐると、伝統的な議論の多くは評価基準の選択問題だけに焦点を当てており、それ以外の論点には十分な注意が向けられていない。多くの見積もり要素を反映している減損損失情報の場合、実際には、注記などを通じて付帯的に開示される情報のいかんで、投資家の意思決定への役立ちも変わってくるはずである。言い換えれば、評価基準の選択問題を「自己完結的に」論じることはできないのであって、例えば減損処理に係る各国の会計基準を比較するのであれば、減損損失の大きさがどのような情報で補足（補完）されているのかをも対象にしなければ、そうした比較から実りある成果を期待するのは難しい。「意思決定支援」に資するためには、注記による補完が不可欠と考えられるからである。

こうした問題意識から、本稿では、固定資産に係る減損損失を補完する注記情報が、IFRSを任意適用した日本企業について、その適用前後でどう変質したのか（あるいは変質しなかったのか）、を主要な検討課題とする⁽³⁾。よく知られているように、任意適用企業については、IFRS適用初年度において、IFRSによる財務諸表と日本基準による財務諸表との「並行開示」が求められている⁽⁴⁾。また適用初年度においては、IFRSを遡及適用した2期比較形式の財務諸表が開示される。このIFRS適用初年度における「前連結会計年度」の財務諸表と、その直前年度において「当連結会計年度」として日本基準（あるいは米国基準）によって作成された財務諸表との比較によれば、基準変更の影響を抽出できるはずである。ここでIFRS任意適用企業の適用初年度に着目したのはそのためである。

減損損失の補完に資する注記情報は多数想定しうるが、本稿ではなかでも、切り下げ後の簿価にあたる回収可能価額の算定過程に直結

する情報を直接的な分析対象とする。具体的には、(a) 回収可能価額の計算基礎（使用価値か、それとも正味売却価額か）や (b) 将来キャッシュフローを現在価値に引き直す際に用いた割引率、さらには (c) 将来キャッシュフローを見積もった期間やその算定基礎などに着目する。

II 注記情報の相違に影響を及ぼしうる要因 —会計基準とその解釈—

1. 注記内容の差異を生み出す複数の要因

先に記したとおり、本稿で着目するのは、減損損失に関して並行開示される 2 つの注記情報の異同である。報告年度と外的な環境情報が揃っている以上、開示内容の相違は会計基準の差異に帰着しうるが、そこでいう「会計基準の差異」は、厳密にはいくつかの要素に分けられる。

第 1 に、減損損失の認識基準や測定基準の違いが開示内容の違いを生み出しうる。同一会計年度に同一事象に直面したとき、一方の会計基準が減損損失の計上を要求するのに対し、他方の基準はそれを要求しないことが起こりうる。いうまでもなく、減損損失の計上を求めない会計基準のもとでは注記情報も必要とされないことから、注記内容は 2 つの会計基準で異なることとなる。

また、2 つの会計基準がともに減損損失の計上を要求するものの、測定基準の違いに応じて損失計上額が異なり、一方の会計基準のもとでは減損損失に重要性が認められるのに対し、他方の基準では減損損失に重要性が認められない事態も起こりうる。重要性に係る判断が異なる場合もまた、注記内容は会計基準間で異なる

こととなる。

第 2 に、2 つの会計基準で減損損失の認識基準と測定基準とが揃っていたとしても、開示に係る規定が相違すれば、減損損失に係る注記内容はやはり相違する。これは注記内容の相違を生み出す最も直接的な要因といってよい。

第 3 に、減損損失に係る「文書化された規定」が認識基準、測定基準および注記内容に係る開示基準のすべてにおいて揃っていたとしても、「書かれた規定」の解釈や運用が 2 つの会計基準間で相違していれば、減損損失に係る注記事項にはやはり差異が生じることとなる。例えば、「重要性が認められる場合に特定事項を注記すべし」という規定を 2 つの会計基準が共有していたとしても、それぞれの会計基準を背後で支えている基本理念（財務報告の目的や会計情報の利用者が直面している経済環境に係る事実認識など）が異なる場合、重要性の判断は会計基準毎に分かれうるであろう。

上記した相違のうち、第 1 の要因によって生じる注記内容の相違は、直接的には、認識基準や測定基準の違いによって生み出されているものである。「財務諸表本体の減損損失を補完する注記情報は、IFRS の任意適用によって改善が図られたのか」という本稿の主要な検討課題は、暗黙の裡に、認識基準や測定基準が揃っている状況を念頭に置いて設定したものである。したがって後に具体的な分析に際しては、第 1 の要因によって生じた注記内容の差異を、その他の要因によって生じた差異から切り分ける必要が生じる。

よく知られているように、減損の兆候がみられる固定資産について、減損損失の計上要否をより厳密に判断し、必要と認められたものの簿価を「回収可能価額」まで切り下げる点で、減損処理に係る日本基準と IASB の基準とは共通している⁶⁾。その一方、減損の兆候を判定する

基準は両方で必ずしも一致しておらず、また兆候のみられる固定資産から期待される将来キャッシュフローを割り引かず合計した金額と、当該資産の簿価との比較によって減損損失の計上要否を判断する日本基準に対し、IASBでは当該キャッシュフローを割り引いて求める「回収可能価額」と簿価との大小関係によって減損の要否が判断される⁶⁾。減損損失の認識・測定基準がこうした点で相違していることは、注記内容の分析に際して念頭に置く必要がある。

他方、上記した相違のうち、第2の要因によって生じる注記内容の相違と、第3の要因によって生じる注記内容の相違とは、ともに本稿の主要な検討課題に直結するものだが、両者を切り分けてとらえるのは難しい。もちろん、「文書化された」開示規定に実質的な相違がみられないケースであれば、開示内容の相違をすべて第3の要因に帰することができる。これに対し、「文書化された」開示規定に相違がみられるケースでは、かりに開示内容に違いがみられたとき、そのすべてを開示規定の差異に帰することができるのか、それとも第3の要因によって開示内容の差異がさらに増幅されているのかを客観的に判別するのは難しい。

そうであれば、開示事例を実際に分析するのに先立ち、(第3の要因との対比において)第2の要因が相対的にどれだけ大きな影響を及ぼしうるのか、を予め確かめておくことは、今後の円滑な分析に貢献しそうである。こうした考えから、以下では、減損損失に係る開示規定の要点を、日本基準とIASBの基準のそれぞれについて確認する。そのうえで、減損損失に関して「並行開示」される注記情報の違いのうちのどれだけを「第2の要因」に帰着させることができるのかを最後に検討する。

2. 減損損失に係る開示要求の異同点

減損損失に係る開示事項は、日本基準の場合、「固定資産の減損に係る会計基準」の本体と、その適用指針に分けて記されている。重要な内容ゆえ、以下では関連箇所を原文を引用する。なお下線は後の分析のために筆者が加筆したものである。

「固定資産の減損に係る会計基準」(財務省企業会計審議会 [2002])

四 財務諸表における開示

1 貸借対照表における表示

減損処理を行った資産の貸借対照表における表示は、原則として、減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする形式で行う。ただし、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で表示することもできる。この場合、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して表示することができる。

2 損益計算書における表示

減損損失は、原則として、特別損失とする。

3 注記事項

重要な減損損失を認識した場合には、減損損失を認識した資産、減損損失の認識に至った経緯、減損損失の金額、資産のグルーピングの方法、回収可能価額の算定方法等の事項について注記する。

「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 [2009])

(前略)

58. 重要な減損損失を認識した場合には、損益計算書(特別損失)に係る注記事項として、以

下の項目を注記する（減損会計基準 四 3.及び第 140 項参照）。

(1) 減損損失を認識した資産又は資産グループについては、その用途、種類、場所などの概要

(2) 減損損失の認識に至った経緯

(3) 減損損失の金額については、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

(4) 資産グループについて減損損失を認識した場合には、当該資産グループの概要と資産をグルーピングした方法

(5) 回収可能価額が正味売却価額の場合には、その旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率（第 141 項参照）

ただし、減損会計基準を初めて適用した事業年度においては、減損損失を計上していなくとも、全般的な資産のグルーピングの方針等を注記することができる（第 140 項参照）。

59. 前項で示された注記事項は、資産グループごとに記載する。ただし、多数の資産グループにおいて重要な減損損失が発生している場合には、資産の用途や場所等に基づいて、まとめて記載することができる。

（中略）

140. 減損会計基準 四 3.では、重要な減損損失を認識した場合には、減損損失を認識した資産、減損損失の認識に至った経緯、減損損失の金額、資産のグルーピングの方法、回収可能価額の算定方法等の事項について注記している。これらは、特別損失に計上される減損損失に係る注記事項であるため、損益計算書に係る注記事項とすることが適当であると考え

られる（第 58 項参照）。

なお、減損損失を認識していない場合でも、資産のグルーピングの方法や減損の兆候があった資産又は資産グループなどについて注記すべきであるという意見がある。しかしながら、減損会計基準及び本適用指針に従い減損損失を認識する必要のない場合にまで注記しなければならないとすることは、過度な開示を求めるものであるため、本適用指針では、そのような場合にまで注記を必ず行うこととはしていない。

ただし、固定資産の減損処理を行うにあたっては、企業の見積りに基づく要素が多く、また、見積りの前提として重要と考えられる資産のグルーピングの方法については、事業の種類や業態の特性、管理会計の方法などにより異なるため一律に定められるものではない。このため、減損会計基準及び本適用指針を適用したものの、減損損失を計上することとはならなかった場合でも、関連する情報の開示を行うことが有用と考えられるときがある。このような点を考慮して、本適用指針では、減損会計基準を初めて適用した事業年度においては、減損損失を計上していなくとも、全般的な資産のグルーピングの方針等を注記することができるものとした（第 58 項なお書き参照）。

141. 使用価値の算定に際して用いられた割引率については、注記事項に必ずしも含める必要はないという意見があるが、当該割引率は、企業に固有の事情を反映して見積られることから開示を行うことが適当であり、また、翌期以降、当該資産又は資産グループの収益性を反映する情報であることから、注記事項に含めることとした（第 58 項(5)参照）。ただし、対外競争上の企業秘密を開示することにつながるおそれがあるとの指摘もあることから、少なくとも

も割引率のみ開示すれば足り、その算定方法の開示までは求められないと考えられる。

なお、見積られる将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを将来キャッシュ・フローの見積りに反映させた場合には、貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率を用いて使用価値を算定するため、当該割引率を開示する。ただし、この場合においても、算定された使用価値と減損損失の認識の判定に用いられた当該リスクを反映させない将来キャッシュ・フローとから求められる割引率に相当する率(第 39 項(2)参照)を開示することは妨げない。

142. 回収可能価額の算定方法の注記事項に関して、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率(第 58 項(5)参照)に加えて、経済的残存使用年数(資産グループの場合は、主要な資産の経済的残存使用年数)も注記すべきであるという意見がある。しかしながら、必ずしも個別の固定資産の耐用年数は開示することとはされていないことや、国際的な基準においても減損処理後の価値の算定に関連する経済的残存使用年数の開示は求められていないことから、本適用指針では経済的残存使用年数を注記事項には含めていない。

これに対し、IAS 第 36 号の関連箇所は以下の通りである。

IAS 第 36 号「資産の減損」(IASC [1998])

(前略)

130 当期中に減損損失の認識又は戻入れをした個別の資産(のれんを含む)又は資金生成単位に関して、企業は次の事項を開示しなければならない。

(a) 減損損失の認識又は戻入れに至った事象

及び状況

(b) 認識又は戻入れをした減損損失の金額

(c) 個別資産について

(i) 当該資産の性質

(ii) もし企業が、IFRS 第 8 号に従ってセグメント情報を報告している場合には、資産が所属する報告セグメント

(d) 資金生成単位について

(i) 当該資金生成単位の記述(例えば、生産ライン、工場、事業、地域、又は IFRS 第 8 号に定義されている報告セグメントのうち、どれに該当するか)

(ii) 資産の種類ごとに、認識又は戻入れをした減損損失の金額、また企業が IFRS 第 8 号に従ってセグメント情報を報告する場合、報告セグメント別に、認識又は戻入れをした減損損失の金額

(iii) 当該資金生成単位を識別するための資産の集約が、以前の資金生成単位の回収可能価額の見積り(もしあれば)から変更されている場合には、企業は資産の現在と以前の集約方法の記述、及び資金生成単位の識別方法の変更理由

(e) 当該資産(資金生成単位)の回収可能価額及び当該資産(資金生成単位)の回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値又は使用価値のどちらであるか

(f) 回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値である場合には、企業は以下の情報を開示しなければならない。

(i) 当該資産(資金生成単位)の公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキー(IFRS 第 13 号参照)のレベル(「処分コスト」が観察可能かどうかは考慮に入れない)

(ii) 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される公正価値測定につ

いて、処分コスト控除後の公正価値の測定に用いた評価技法の記述。

評価技法の変更があった場合には、企業は当該変更及びそれを行った理由を開示しなければならない。

(iii) 公正価値ヒエラルキーのレベル 2 及びレベル 3 に区分される公正価値測定について、経営者が処分コスト控除後の公正価値の算定の基礎とした主要な各仮定。主要な仮定とは、資産（資金生成単位）の回収可能価額の感応度が非常に高い仮定をいう。企業は、処分コスト控除後の公正価値を現在価値技法を用いて測定している場合には、最新の測定及び過去の測定に使用した割引率も開示しなければならない。

(g) 回収可能価額が使用価値である場合には、使用価値の現在及び過去の見積り（もしあれば）に用いた割引率

131 企業は、当期中に認識又は戻入れをした減損損失の合計について、第 130 項に従って開示される情報がない場合に、次の情報を開示しなければならない。

(a) 減損損失の影響を受ける主な資産の種類及び減損損失の戻入れの影響を受ける主な資産の種類

(b) 減損損失の認識及び減損損失の戻入れを生じさせた主な事象及び状況

132 企業は、当期中に資産（資金生成単位）の回収可能価額の決定に使用した仮定を開示することが奨励される。ただし、のれん又は耐用年数を確定できない無形資産が当該単位の帳簿価額に含まれている場合には、第 134 項により、企業は資金生成単位の回収可能価額を測定するにあたって用いた見積りについての情報を開示する必要がある。

減損損失に関連して要求される注記事項を日本基準と IASB の基準について概観してみると、細かな文言表現の違いこそあれ、(a) 回収可能価額の計算基礎や (b) 将来キャッシュフローを現在価値に引き直す際に用いた割引率、さらには (c) 見積もり期間をはじめとする将来キャッシュフローの算定基礎などの本稿で関心を寄せている項目は、双方の会計基準が要求していることを理解しうる。「文書化された開示規定」が字義通りに適用されるのであれば、その他の条件を一定としたとき、会計基準の違いにかかわらず、減損損失を補足する上記の注記情報は均質的なものになると予想される。その場合、にもかかわらず長期の内容が「並行開示」される 2 つの財務諸表で異なるとすれば、その原因はもっぱら、先に記した「第 3 の要因」に帰することとなる。

とはいえ、先に記した「第 2 の要因」に関して、日本基準と IASB の基準が完全に均質的と言い切ることもできない。例えば「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の第 140 項から第 142 項には、いくつかの項目の開示に関して抑制的な姿勢を読み取ることができる。これに対し IAS 第 36 号の第 132 項では、回収可能価額を決定する際に用いた仮定の開示が奨励されている。明示的に開示が求められている項目以外を開示するかどうかは企業の裁量に委ねられている場合、第 140 項から第 142 項までの記述を有する日本基準と、第 132 項のような記述を有する IASB の基準とで、企業の開示行動が異なる事態は想定しうる。

こうしてみると、「並行開示」されている 2 つの財務諸表間で減損損失に係る注記内容が（先述した「第 1 の要因」に帰着させられない理由により）異なっている場合、その理由は基本的に「第 3 の要因」に帰着させうることとなる。ただしその場合であっても、今後の分析に

際しては、「第2の要因」に無視できない相違が存在している点に留意しなければならないであろう。

Ⅲ 減損損失に係る注記情報の変化 —先行研究レビューと事前の予想—

減損損失に関して「並行開示」される注記情報が日本基準とIASBの基準とで異なる場合、その原因は会計基準（なかでも開示規定）の相違だけでなく、開示規定の解釈や運用状況にも帰着させうる。2つの会計基準の間で開示規定そのものに大きな違いを見出すことはできないことから、かりに減損損失に係る注記事項が2つの会計基準で異なる場合、開示規定の解釈や運用状況の違いを生み出す「見えざる規範や暗黙の前提」の違いにも目を向けなければならない、というのが前節の要点であった。そこでいう「見えざる規範や暗黙の前提」としては、例えば、「企業が競争上の優位を維持する観点から秘匿している内部情報の開示に係る積極性（消極性）」あるいは「減損損失を補完するための追加的な情報提供に伴う便益やコストに係る事実認識」さらには「会計情報に求められる質的な特性間のバランスに係る事実認識」などに求められる。

ではIFRS任意適用企業による「並行開示」において、減損損失に係る注記情報は2つの財務諸表の間で相違する、と予想されるのであろうか。それとも両者の間で減損損失を補完する注記情報に本質的な違いはみられない、と予想されるのであろうか。この節では注記情報の異同に関して事前にどのような予想が立てられるのかを検討する。まずは先行研究からこの点についての含意を引き出すように努める。

1. 先行研究の含意

日本企業の減損損失計上行動に関する先行研究の多くは、胡丹・車戸[2012]にみられるように、アーカイバル・データを用いて損失計上の動機を解明しようと試みている。その一方で、減損損失に付随して開示される情報を対象とした実態分析も少数ながら存在する。その嚆矢といえる遠藤・白木[2007]のほか、川島[2011]もまた、回収可能価額の決定方法（使用価値か、それとも正味売却価額か）や使用価値の算定に際して用いられた割引率に係る実態分析を試みている。

そうした分析を行った遠藤・白木[2007]と川島[2011]はいずれも、減損損失に係る付随的な情報の開示が限定的なものにとどまっている旨を指摘している。つまり固定資産の減損に係る会計基準とその適用指針は必ずしも字義通りには運用されておらず、それらを逐語的に解釈すれば提供されるはずの各種情報、なかでも「回収可能価額」の算定基礎に係る情報提供が乏しいことを指摘している。ただしそれらの先行研究は事実の指摘にとどまっており、十分な情報が提供されていない理由はそこでは未解明とされている。

また先行研究の中には、本報告と同様に、IFRSを任意適用した企業の減損に関連する情報の開示行動を対象とした先行研究もみられる（さしあたり島田[2015]および山下[2014]を参照）。このうち前者（島田[2015]）は、IFRS任意適用企業においてものれんの減損損失に係る情報開示にはばらつきが目立ち、開示が不十分な水準にとどまる企業も少なくない旨の含意を引き出している。

島田[2015]が行っているのはIFRS任意適用企業を対象とした共時的な分析であり、しかも直接的な分析対象は（本稿が分析対象としている有形固定資産の減損損失に係る注記事項

ではなく) のれんの減損に係る注記事項である。したがってそこから引き出されてきた含意も、「のれんの減損損失を補完するために IFRS 任意適用企業が提供している注記情報の開示水準は一様性を欠き、(文書化された開示規定を字義通りに解釈した場合をベンチマークとしたとき) 不十分な水準にとどまっている企業もみられる」という形をとる。こうした含意と、本稿の主要な検討課題との関連は間接的なものにとどまる。

とはいえ、島田 [2015] の発見事項は、IFRS 任意適用企業の注記による補完が、有形固定資産の減損損失についても一様性を欠き、不十分なものとどまっている企業が含まれている可能性を示唆するものといってよい。

ここで取り上げた先行研究の成果を総括すれば、「適用される会計基準のいかにかわららず、有形固定資産の減損損失を補完する注記情報は、総じて不十分な水準にとどまっている」というのが事前の合理的な予測となる。言い換えれば、「並行開示」されている 2 つの財務諸表はいずれも減損損失に係る注記情報を十分に提供しておらず、その不十分さにおいて両者に本質的な差異はない、というのが事前の予測となる。

2. 『IFRS 適用レポート』と整合する代替的なシナリオ

先行研究と整合する上記の「事前予測」は、他方で、「IFRS を敢えて任意適用する誘因」に係る通念とは必ずしも整合していない。任意適用企業が IFRS 移行時に直面した課題をどう乗り越えたのか、また、移行によるメリットとしてどのようなものを想定していたのか、などに関する実態調査やヒアリングの結果をとりまとめた『IFRS 適用レポート』によれば、調査対象企業は「任意適用を決定した理由又は移行

前に想定していた主なメリット」を以下のように回答している(金融庁 [2016], 4 頁)。

1. 経営管理への寄与 29 社
2. 比較可能性の向上 15 社
3. 海外投資家への説明の容易さ 6 社
4. 業績の適切な反映 6 社
5. 資金調達の円滑化 5 社

回答のうちの「比較可能性の向上」「海外投資家への説明の容易さ」「業績の適切な反映」などは、IFRS の適用を機に報告内容の改善・充実を図ろうとする経営者の意思を反映したものと考えられる。もちろん、回答内容に対して何の責任も求められていないアンケート調査の結果に全幅の信頼を寄せることはできない。とはいえ、敢えて事実と反した回答を行う誘因を見出せない以上、上記の回答は経営者の「本音」を反映したものと考えられる。

もし IFRS を任意適用した企業の経営者が総じて報告内容の改善・充実を図ろうとしているのであれば、そうした意向が減損損失に係る注記内容の改善という形で表れてくることも想定しうる。こうした改善が図られた場合、いうまでもなく、注記内容は日本基準(移行前)と IASB の基準(移行後)とで異なることとなる。

もちろん、この代替的なシナリオが意味を持つのは「比較可能性の向上」「業績の適切な反映」などの目的を達成するための手段として、有形固定資産の減損損失に係る注記が重要性を有している場合に限られる。他の領域における測定・開示方法を改善することで、財務報告の質がより大きく改善すると期待されるのであれば、財務報告に振り向けられる経営資源が限られている状況では、減損損失に係る注記情報の改善は「後回し」とされてしまうであろう。実際、日本基準と IFRS との最も大きな差異と

みなされているのは、修正国際基準（企業会計基準委員会 [2015a] および同 [2015b]）の対象項目であって、有形固定資産に係る減損処理や、減損損失に係る注記内容ではない。

そう考えれば、ここで記した代替的なシナリオを、先に記した「事前に予測されるシナリオ（事前の予測）」と並列視するのは難しい。このシナリオは、事前の予測に反する開示行動が観察されたとき、その事実に対する合理的な解釈の1つと位置づけることとし、この代替的なシナリオの存在にかかわらず、「並行開示」されている2つの財務諸表間で、減損損失に係る注記内容に基本的な違いはない、というのを引き続き「事前の予想」とする。

IV 分析対象と分析手法

1. 分析対象企業

本稿の脱稿時点（2016年7月）においては、IFRS適用済会社数とIFRS適用決定会社数の合計が110社を超えている (<http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>)。そのうち、注記情報に係る分析を始めた時点（2016年3月）で減損損失に係る注記情報が公開されてい

たのは2015年3月期までにIFRSを任意適用した58社だけであった。本稿では、これら58社がIFRSを初度適用する直前の年度（すなわちJ-GAAPによる財務情報とIAS/IFRSによる財務情報とがともに開示されている年度）を対象として、J-GAAPとIAS/IFRSそれぞれによる減損関連注記情報から必要な内容を抽出し、比較対照を試みた。

より具体的な分析対象は、(a) IFRS適用初年度のIFRSに準拠した財務諸表における「前連結会計年度」と、(b) IFRS適用直前年度の「旧基準（日本基準または米国基準）」に準拠した財務諸表における「当連結会計年度」の注記情報である。いうまでもなく、当期の「前連結会計年度」と前期の「当連結会計年度」は同一である。前者についてはIFRSが遡及適用される一方で、後者については日本基準、あるいは米国基準が適用されている。同一年度の同一企業について、減損損失に係る注記事項が異なるとすれば、それはもっぱら会計基準の相違に起因するものと考えてよい。こうしたことから本稿では、ここで記した2つの財務諸表に着目した。

会社名	業種分類	適用時期	移行前のGAAP
日本電波工業	電気機器	2010年3月期	J-GAAP
HOYA(注1)	精密機器	2011年3月期	J-GAAP
住友商事(注2)	卸売業	2011年3月期	J-GAAP
日本板硝子(注3)	ガラス・土石製品	2012年3月期 第1四半期	J-GAAP
日本たばこ産業	食料品	2012年3月期	J-GAAP
ディー・エヌ・エー	サービス業	2013年3月期 第1四半期	J-GAAP
アンリツ	電気機器	2013年3月期 第1四半期	J-GAAP
SBIホールディングス	証券・商品先物取引業	2013年3月期 第1四半期	J-GAAP
トーセイ	不動産業	2013年11月期 第1四半期	J-GAAP
双日	卸売業	2013年3月期	J-GAAP
丸紅(注4)	卸売業	2013年3月期	US-GAAP
マネックスグループ	証券・商品先物取引業	2013年3月期	J-GAAP
ネクソン	情報・通信業	2013年12月期 第1四半期	J-GAAP
中外製薬	医薬品	2013年12月期 第1四半期	J-GAAP
楽天(注5)	サービス業	2013年12月期 第1四半期	J-GAAP
ソフトバンク	情報・通信業	2014年3月期 第1四半期	J-GAAP
旭硝子	ガラス・土石製品	2013年12月期	J-GAAP
武田薬品工業	医薬品	2014年3月期	J-GAAP
アステラス製薬	医薬品	2014年3月期	J-GAAP
小野薬品工業	医薬品	2014年3月期	J-GAAP
そーせいグループ(注6)	医薬品	2014年3月期	J-GAAP
第一三共	医薬品	2014年3月期	J-GAAP
リコー(注7)	電気機器	2014年3月期	US-GAAP
伊藤忠商事(注7)	卸売業	2014年3月期	US-GAAP
三井物産(注7)	卸売業	2014年3月期	US-GAAP
三菱商事(注7)	卸売業	2014年3月期	US-GAAP
伊藤忠エネクス(注6)	卸売業	2014年3月期	J-GAAP
エムスリー	サービス業	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
エーザイ	医薬品	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
ヤフー	情報・通信業	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
富士通	電気機器	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
セイコーエプソン	電気機器	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
日東電工	化学	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
ケーヒン	輸送用機器	2015年3月期 第1四半期	J-GAAP
ファーストリテイリング	小売業	2014年8月期	J-GAAP
トリドール	小売業	2015年3月期	J-GAAP
日立化成(注8)	化学	2015年3月期	J-GAAP
電通	サービス業	2015年3月期	J-GAAP
参天製薬	医薬品	2015年3月期	J-GAAP
コニカミノルタ(注8)	電気機器	2015年3月期	J-GAAP
日立金属(注8)	鉄鋼	2015年3月期	J-GAAP
日立建機(注8)	機械	2015年3月期	J-GAAP
日立製作所(注9)	電気機器	2015年3月期	US-GAAP
日立工機(注8)	機械	2015年3月期	J-GAAP
日立国際電気(注8)	電気機器	2015年3月期	J-GAAP
クラリオン(注8)	電気機器	2015年3月期	J-GAAP
デンソー(注8)	輸送用機器	2015年3月期	J-GAAP
ユタカ技研(注8)	輸送用機器	2015年3月期	J-GAAP
本田技研工業(注9)	輸送用機器	2015年3月期	US-GAAP
ショーワ(注8)	輸送用機器	2015年3月期	J-GAAP
エフ・シー・シー(注8)	輸送用機器	2015年3月期	J-GAAP
八千代工業(注8)	輸送用機器	2015年3月期	J-GAAP
日立ハイテクノロジーズ(注8)	卸売業	2015年3月期	J-GAAP
日立キャピタル(注8)	その他金融業	2015年3月期	J-GAAP
日本取引所グループ	その他金融業	2015年3月期	J-GAAP
日立物流(注8)	陸運業	2015年3月期	J-GAAP
コナミ(注9)	情報・通信業	2015年3月期	US-GAAP

- (注1)2010年3月期はIR資料としてIFRS決算書を作成。2011年3月期の決算短信からIFRSで開示。
- (注2)2011年3月期の有価証券報告書よりIFRSを適用。
決算短信は2012年3月期第1四半期よりIFRSを適用(2011年3月期決算短信は簡略版を作成)。
なお、IR情報として、2011年3月期の有価証券報告書の提出日に、IFRSを適用した決算短信も公表している。
- (注3)IFRS適用準備に関する説明資料等を開示。
- (注4)2013年3月期の決算短信等を米国会計基準にて開示した後、
2014年3月期第1四半期決算短信と同時に、IFRSに基づく2013年3月期決算短信を開示。
- (注5)IR情報としてIFRSに基づく連結財務諸表(2012年12月期)、IFRS適用準備に関する説明資料等を開示。
- (注6)2014年3月期の有価証券報告書よりIFRSを適用。
2014年3月期の決算短信については、従来同様、日本基準を適用。
2014年3月期の有価証券報告書の提出日に、IFRSを適用した決算短信も公表。
- (注7)2014年3月期の有価証券報告書よりIFRSを適用。
2014年3月期の決算短信については、従来同様、米国会計基準を適用。
2014年3月期の有価証券報告書の提出日に、IFRSを適用した決算短信も公表。
- (注8)2015年3月期の有価証券報告書よりIFRSを適用。
2015年3月期の決算短信については、従来同様、日本基準を適用。
2015年3月期の有価証券報告書の提出日に、IFRSを適用した決算短信も公表。
- (注9)2015年3月期の有価証券報告書よりIFRSを適用。
2015年3月期の決算短信については、従来同様、米国会計基準を適用。
2015年3月期の有価証券報告書の提出日に、IFRSを適用した決算短信も公表。

具体的な調査方法としては、注記情報から「減損」という用語を含む文章を抽出し、調査対象項目(後述)に関わる内容が記されているかどうかを筆者の読解にもとづき判断し、その結果を集計表にとりまとめた。調査対象項目に係る記述がみられるかどうかの判断に際しては、一貫した方針を貫くとともに、分類結果を筆者自身が再度見直すことによって、可能な限り主観を排除するように努めているものの、分類結果の客観性を担保するための試みには限界がある。こうしたことから、本稿には最終的な集計結果のみならず、原データ(判断を介在させる前のデータ)をも「資料編」という形で公開し、分析結果の客観性を担保する試みは、筆者と同様の関心を抱いた後の研究者による追検定に委ねることとした。

2. 分析対象項目

(1) 主要な分析対象項目

続いては、減損損失に関連した注記事項として本稿が分析対象とした項目を記す。本稿では第1に、回収可能価額の算定基礎が適切に開示されているかどうかを分析対象とした。すなわ

ち減損損失の算定基礎となる回収可能価額が時価(正味売却価額)によっているのか、それとも使用価値によっているのかが明記されているかどうかを調査した。

先に確認したとおり、回収可能価額が時価によって算定されているのか、それとも使用価値によっているのかは、IASBの基準では要注記事項とされている(IASC [1998], para.130 (e))。日本基準に同様の規定はないものの、回収可能価額が正味売却価額による場合と使用価値による場合とで異なる注記内容が要求されている以上、その前提として、いずれによって算定されているのかを財務諸表の読み手が理解するのに資する記述は暗黙のうちに要求されていると考えられる。回収可能価額の算定基礎は、減損資産が生み出す将来キャッシュフローに係る経営者の見通しに係る内部情報を含んでおり、その意味において減損損失に係る公正価値情報を補完する重要な注記情報と位置づけられる。開示規定を字義通りに解釈すれば開示されるはずの当該項目が、「並行開示」されている2つの財務諸表のそれぞれにおいて、実際にどう開示されているのかが第1の検

討対象である。

本稿では第2に、割引現在価値の算定に際して用いた割引率が適切に開示されているかどうかを分析対象とした。そこでは(a)そもそも割引率は開示されているのか、(b)減損資産のすべてが開示対象か、それとも一部の代表的な資産にとどまるのか、(c)適用対象毎に使い分けられた割引率がそのまま開示されているのか、それとも平均値だけが開示されているのか、あるいは特定資産との「ひも付き関係」を特定化しないまま、使用した割引率の幅だけが開示されているのか、などが具体的な調査対象となる。

よく知られているように、キャッシュフローの長期にわたる将来予測が求められる減損資産の公正価値評価においては、適用する割引率次第で割引現在価値が大きく変化する。その意味において、この情報もまた、減損損失に係る公正価値情報を補完する重要な注記情報と位置づけられる。割引率の開示は、IASBの基準(IASC [1998], para.130(f) (iii)および para.130(g))のみならず、日本基準においても明示的に求められている(企業会計基準委員会[2009]第58項(5))⁽⁷⁾。開示規定を字義通りに解釈すれば開示されるはずの割引率が、「並行開示」されている2つの財務諸表のそれぞれにおいて、実際にどう開示されているのかも検討対象とする。

(2) 副次的な分析対象項目と分析結果

本稿ではこの他、現金生成単位(資金生成単位)に関する記述についても調査を試みた。よく知られているように、現金生成単位をより大きくすれば、特定資産の評価益が別の資産の評価損を相殺する効果が生じることから、減損損失が計上される可能性は低くなる。現金生成単位に係る記述を調査対象としたのは、減損損失

の算定基礎である対象資産の公正価値がどれだけ保守的な見積もりに依拠しているのかを理解するためには注記情報が必要となるはずだという判断による。

実際には現金生成単位に係る記述がみられた企業は少なく、対象企業(58社)のうち日本基準で17社、IASBの基準で10社であった。具体的な記載事項は以下の通りである。

日本基準

1. 遊休資産等については別途個別に減損の要否を判断する旨の記載 11社
2. 原則として各店舗を資金生成単位とする旨の記載 2社
3. ビジネス・ユニット(主な製品別の生産・販売ライン)を資金生成単位とする旨の記載 1社
4. 経営管理上の事業区分を基準としてCGUを識別している旨の記載 1社
5. 主として事業部または事業所を最小単位としている旨の記載 1社
6. 報告セグメントを基礎としている旨の記載 1社

IASB基準

1. 遊休資産等については別途個別に減損の要否を判断する旨の記載 5社
2. ビジネス・ユニット(主な製品別の生産・販売ライン)を資金生成単位とするとともに、売却及び除却予定資産・遊休資産については、個別の物件について減損の要否を判断する旨の記載 1社
3. 経営管理上の事業区分を基準としてCGUを識別している旨の記載 1社
4. 原則として各店舗を資金生成単位とする旨の記載 1社
5. 報告セグメントを基礎としている旨の

記載	1社
6. 資金生成単位を報告セグメントの範囲内で設定している旨の記載	1社

「並行開示」されている2つの財務諸表で、現金生成単位に関して等質的な開示を行っている企業がみられる一方で、IFRSへの移行に伴い注記をとりやめた企業(11社)やIFRSへの移行後に開示を始めた企業(4社)もみられ、対応は一律ではない。観察された事実に合理的な解釈を与えるのは困難だが、少なくとも「IFRSへの移行に伴い、現金生成単位(資金生成単位)に係る注記がシステムティックに改善した」ことを示唆する経験的な証拠は得られなかった、ということは可能であろう。形式上、現金生成単位に係る記述はIFRSへの移行に伴いむしろ減少しているが、減少の多くは「遊休資産等については別途個別に減損の要否を判断する旨」の、半ば自明と叫ぶ記述の減少に帰することができる。上記の調査結果から「開示内容が質的に低下した」というような結論を導くこともできないであろう。

なお米国会計基準からIFRSに移行した9社のほとんどは、移行前後のいずれにおいても現金生成単位に係る注記を行っていない。1社が任意適用を機に「開示なし」から「開示あり」に移行しただけにとどまっておき、「並行開示」されている注記内容の相違の多くは、日本基準からIFRSに移行した企業によって生み出されている。

本稿ではまた、将来キャッシュフローを見積もった期間に関連する記述も調査対象とした。減損損失の算定基礎となる対象資産の回収可能価額が、合理的には予見不能な期間にまで及んでいるという意味において過度に長期にわたっている場合、算定期間が合理的に予見可能な期間に収まっている場合とくらべて、回収可

能額の信頼性は低下すると考えられる。ここで将来キャッシュフローの見積もり期間をも調査対象としたのは、回収可能価額をどれだけ信頼しうるのかもまた、投資家の意思決定に資するはずだという判断に根ざしている。

調査対象企業(58社)のうち、移行前から将来キャッシュフローの見積もり期間に係る注記を行っていたのは、米国会計基準を適用していた1社だけであり、日本基準適用企業はこの点に関する注記を行っていなかった。

有形固定資産に係る将来キャッシュフローの見積もり期間に限れば、IFRS適用後も事態はほとんど改善しておらず、開示を行っている企業は(1社から)6社に増加したに過ぎない。これらの企業による注記内容は以下の通りである。

1. 使用価値は、経営者が承認した今後5年度分の財務予算を基礎としている旨の記載
2. 最新の予算および事業計画にもとづき、各資金生成単位の事業に応じた適切な期間を用いている旨の記載
3. 経営者が承認した事業計画を基礎としている旨の記載
4. 将来キャッシュフローの具体的な見積もり方法をいくつか例示(任意適用前から注記を行っていた企業の開示内容)
5. 減損の実績を欠くものの、事業計画にもとづき最長5年としている旨の記載
6. 経営者によって承認された中期経営計画を基礎としている旨の記載

本稿では、有形固定資産の減損損失に係る注記事項の相対化を図るための参考として、のれんの減損損失に係る注記事項も調査している。のれんに係る減損損失の計上に際し、将来キャ

ッシュフローをどのように見積もったのかについては、有形固定資産に係る調査結果とは異なり、調査対象企業 58 社のうちの 34 社が IFRS への移行後に何らかの関連情報を開示し始めていた⁶⁾。同様の情報は、「並行開示」されている日本基準の財務諸表では、わずか 1 社の開示にとどまっていたことと対照的である。

上記の調査結果は、将来キャッシュフローの見積もりがいつそう恣意的となりがちなのれんのほうに投資家らの関心が向けられていることを示唆している。のれんに係るキャッシュフローの見積もりが相対的に困難であるのは確かであろう。

とはいえその事実は、有形固定資産に係る注記を簡易なものにとどめてよい、という結論をただちに導くものではない。かりにのれんよりもキャッシュフローの見積もりが容易であっても、なおどの程度の期間を見通して回収可能

価額を算定したのかに関する情報は、投資家にとって有用でありうる。IFRS 適用後もなお、有形固定資産に係る将来キャッシュフローをどのような期間を視野に収めて見積もったのかに係る情報がほとんど提供されていない事実は、それが生じた原因に係る追加的な分析の必要性を示唆している。

3. 主要な分析対象項目に係る分析結果とその含意

以下では、本稿の研究主題と最も密接に関わる (a) 回収可能価額の算定基礎（正味売却価額か、それとも使用価値か）、および (b) 回収可能価額の算定に際して用いた割引率について、IFRS 適用前後で注記内容が変質したかどうかの検討結果を記す。集計結果は下記の図表に記されている通りである。

会社名	回収可能価額の計算基礎		割引率		減損を認識する単位		将来CFの見積もり期間	
	移行前	移行後	移行前	移行後	移行前	移行後	移行前	移行後
日本電波工業	○	○	○	○	×	○(*1)	×	×(*)GW
HOYA	○	○	×	○	○(*3)	○(*3)	×	○
住友商事	○	×(*)GW	×	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
日本板硝子	×	×(*)GW	○	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
日本たばこ産業	×	○	×	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
ディー・エヌ・エー	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)	×	×	×	×
アフリツ	○	○	×	○(*14)	×	×	×	×(*)GW
SBIホールディングス	○	×(*)GW	○(*16)	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
トーセイ	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)	×	×	×	×
双日	×(*25)	×(*)GW	○(*23)	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
丸紅	○	○	×	×	×	×	×	×
マネックスグループ	N/A(*15)	N/A(*15)(*GW)	N/A(*15)	N/A(*15)(*GW)	×	×	×	×(*)GW
ネクソン	○	○	N/A(*24)	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
中外製薬	×	×	×	×	×	×	×	×
楽天	×(*)GW/IA	○	×	×(*)GW/IA	○(*1)	×	×	×(*)GW/IA
ソフトバンク	N/A(*15)	N/A(*15)(*GW)	N/A(*15)	N/A(*15)(*GW)	×	×	×	×(*)GW
旭硝子	×(*25)	○	○(*20)	○(*20)	○(*1)	×	×	○(*8)
武田薬品工業	×	○	×(*IA)	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
アステラス製薬	×	○	×	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
小野薬品工業	×	○	×	×(*IA)	×	×	×	×
そーせいグループ	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)(*GW)	×	×	×	×(*)GW
第一三共	×(*25)	○	○(*20)(*23)	×(*)GW	○(*1)	×	×	×(*)GW
リコー	○	○	×	×(*)GW	×	×	×	○(*9)
伊藤忠商事	○	○	×	○(*20)	×	×	×	○
三井物産	○	○	×	△(*18)	×	×	○(*10)	○(*10)
三菱商事	○	○	×	×	×	×	×	×
伊藤忠エネクス	○	○	×	×(*)GW	○(*1)	×	×	×(*)GW
エムスリー	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)(*GW)	×	×	×	×(*)GW
エーザイ	×	○	×	×	○(*1)	×	×	×(*)GW
ヤフー	×	×(*)GW	×	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
伊藤忠テクノソリューションズ	N/A(*15)	N/A(*13)(*15)	N/A(*15)	N/A(*13)(*15)	×	×	×	×(*)GW
富士通	×(*25)	○	○(*20)(*23)	○	○(*4)	○(*4)	×	×(*)GW
セイコーエプソン	×	○	×	×	×	○(*1)	×	×
日東電工	×	×(*13)(*22)	×	×(*13)(*22)	×	×	×	×
ケーセ	○	○	×	N/A(*17)	○(*1)	×	×	×
ファーストリテイリング	○	○	N/A(*17)	N/A(*17)	○(*2)	×	×	×(*)GW
トリドール	○	○	○	○	○(*2)	○(*2)	×	×(*)GW
日立化成	○	○	○(*20)	○	○(*5)	×	×	×(*)GW
電通	○	×(*)GW	○	×(*)GW	○(*6)	○(*6)	×	×
参天製薬	×	○	×	×	×	×	×	×
コニカミノルタ	○	○	×	×	○(*1)	×	×	×
日立金属	○	×	N/A(*24)	×	×	×	×	×(*)GW
日立建機	○	○	N/A(*17)	N/A(*17)	○(*1)	×	×	×(*)GW
日立製作所	○	○	○	○	×	×	×	×(*)GW
日立工機	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)(*GW)	×	×	×	×(*)GW
日立国際電気	○	○	○	○	×	×	×	×(*)GW
クラリオン	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)(*GW)	×	×	×	○(*11)
デンソー	○	○	○	○	○(*1)	○(*1)	×	×
ユタカ技研	×	×	×	×	×	×	×	×
本田技研工業	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)	N/A(*15)	×	×	×	×
シヨーフ	×	○	×	×(*)GW	○(*1)	○(*1)	×	×(*)GW
エフ・シー・シー	×	○(*19)	×	N/A(*19)	×	○(*1)	×	×
八千代工業	×(*25)	×(*25)	△(*21)(*23)	△(*21)(*23)	×	×	×	×
日立ハイテクノロジーズ	○	○	×	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
日立キャピタル	N/A(*15)	○	N/A(*15)	×(*)GW	×	×	×	×(*)GW
日本取引所グループ	○	○	×	×(*)GW	○(*1)	×	×	×(*)GW
日立物流	×	○	×	×(*)GW	×	×	×(*)GW	×(*)GW
コナミ	○	○	×	○	×	○(*7)	×	○(*12)

(GW)のれんを含んだセグメント単位の減損認識については記載あり

(IA)無形資産の減損認識については記載あり

(1)遊休資産等については別途個別に減損の要否を判断することのみ記載

(2)原則として各店舗を資金生成単位とする旨を記載

(3)ビジネス・ユニット(主な製品別の生産・販売ライン)を資金生成単位とする旨を記載

(4)経営管理上の事業区分を基準としてCGUを識別している旨を記載

(5)主として事業部または事業所を最小単位としている旨を記載

(6)報告セグメントを基礎としている旨を記載

(7)報告セグメント未満であることのみ開示

(8)最新の予算および事業計画にもとづき、各資金生成単位の事業に応じた適切な期間を用いている旨を記載

(9)経営者が承認した事業計画を基礎としている旨を記載

(10)将来キャッシュ・フローの具体的な見積もり方法をいくつか例示

- (11)減損の実績を欠くものの、事業計画にもとづき最長5年としている旨を記載
- (12)経営者によって承認された中期経営計画を基礎としている旨を記載
- (13)比較対象年度以外(減損実績のある年度)について記載あり
- (14)回収可能価額は使用価値により測定しているものの、予想される使用期間が短期であるため割引計算は行っていない旨を記載(当年度)
- (15)該当事項(減損の実績)なし
- (16)割引前将来キャッシュ・フローがマイナスと見積もられたため割引率の開示を省略する旨を記載
- (17)使用価値または正味売却価額がゼロである旨を記載
- (18)「資金生成単位の固有のリスクを反映した市場平均と考えられる収益率を合理的に反映する率」という定性的な説明のみ
- (19)不動産鑑定評価額から処分費用を控除した公正価値で測定している旨を記載
- (20)ポイントではなくレンジを開示
- (21)WACCIによることのみ開示。定量的な情報なし。
- (22)重要性の観点から記載を省略している旨を記載
- (23)回収可能価額が使用価値による場合に適用される割引率を開示。回収可能価額の「実際の基礎」は不明。
- (24)正味売却価額を売却予定価額によって算定している旨を記載
- (25)使用価値で評価されているもの・正味売却価額で評価されているものを特定化できず。

(1) 回収可能価額の算定基礎に関する開示

まず回収可能価額の算定基礎については、調査対象年度において、有形固定資産について減損損失を計上した企業の過半数が、IFRS適用前から回収可能価額の算定基礎を注記していた。ただし回収可能価額の算定基礎については、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が注記を求めている。つまりこれは、減損損失が重要性を欠くと判断されない限り、開示しなければならない項目である。開示企業数の解釈(多いとみるのか、それとも少ないとみるのか)においては、この点を斟酌しなければならない。

上記の通り、文書化された開示規定をすべての企業が字義通りには運用していない状況は、同様の開示を求めているIFRSへの移行に伴って劇的に改善しているわけではない。ただし算定基礎を開示する企業はIFRSへの適用に伴って漸次増加している。しかもこの増加は、算定基礎の開示に着手する企業と、開示をとりやめる企業との対応が分かれた結果の「純増」ではなく、ごく少数の例外を除けば、IFRSの適用に伴う変化は「新規開示」に限られる。統計的な手法にもとづくものではないが、IFRSの適用の前後で、回収可能価額の算定基礎に係る開示は増加傾向にある、ということができる。

よく知られているように、米国の減損会計基準が「正味売却価額と使用価値のいずれか大き

いほう」と定義される回収可能価額ではなく、時価への簿価切り下げを要求している。したがって米国基準の適用企業については、減損損失の計算基礎については開示が求められない。言い換えれば、IFRSへの移行に伴う注記の増加は、主として日本基準からの移行企業について生じていることとなる。

なお一部の企業は、日本基準のもとで開示してきた算定基礎を、IFRSへの移行に伴ってとりやめている。この事実は、一見したところ、開示内容の質的低下を示唆しているようにみえる。しかしそういうケースでは、(今回の調査に限れば)例外なく、のれんの減損損失について、回収可能価額の算定基礎や割引率に係る開示の改善が図られていた。その事実は、たとえ減損損失を補完する注記情報が「有形固定資産に限れば」質的にむしろ低下している場合であっても、のれんや無形資産を含めた事業資産の総体に係る減損損失の注記情報は、IFRS適用以前の質が保たれていたり、むしろ改善したりしている可能性を示唆している。分析を通じて解き明かされた一連の事実からは、総じて、IFRSの任意適用によって、回収可能価額の算定基礎に係る開示が質的に改善した可能性を読み取ることができる。

(2) 割引率の開示

続いては使用価値の算定にあたって用いた

割引率や、正味売却価額を見積もった場合に用いた割引率の開示状況である。調査対象年度においてそもそも減損損失を計上していない企業については、割引率の開示が求められない。これに加え、使用価値や正味売却価額の算定にあたって予想した将来キャッシュフローがゼロまたはマイナスとなった企業もまた、回収可能価額は割引率のいかんにかかわらず回収可能価額はゼロとなることから、割引率に係る補足情報は注記されない。さらには回収可能価額が不動産鑑定士による鑑定評価額などによる正味売却価額の場合も、割引率が正味売却価額に内在しており独立にはとらえられないことから、その開示は行われぬ。これらのいずれにも該当しないケースだけが割引率の開示対象となる。この規準による場合、割引率を（潜在的に）開示すべき企業はIFRS適用前後ともに40社強となる。

これらの企業のうち、減損が生じた有形固定資産を（広義の）公正価値で評価するのに用いた割引率を何らかの形で開示しているのは、IFRS適用前後のいずれにおいても10社強にとどまっている。文書化された開示規定を必ずしもすべての企業が字義通りには運用していない状況は、ここでも、IFRSへの移行に伴って劇的に改善しているわけではない。有形固定資産を対象を限れば、割引率に関する注記の水準はせいぜい、IFRS適用後も適用前の水準にとどまっている、としか言えない。

ただ分析の範囲を減損が生じたのれんにまで広げると、少し異なる傾向を読み取ることができる。分析結果の一覧表が示しているように、回収可能価額の算定基礎に係る分析と同様、割引率についても、のれんについてはIFRSの適用によって開示内容の質的な改善が図られている。「耐用年数が相対的に短く、見積もるべきキャッシュフローも相対的に小さいと

考えられる有形固定資産よりも、年数が長くかつ金額も大きいのれんに関する注記情報のほうが投資家らに注目されている」という事実認識から、のれんに関する注記の質的改善が図られた、と考えれば、観察された事実に合理的な解釈を与えることができる。

もちろん、直前に記したのは想定可能なシナリオの1つに過ぎず、これが観察結果に係る最も整合的な説明かどうかについては検討の余地が残されている。とはいえ、一連の分析結果が、割引率についても、「のれんや無形資産を含めた事業資産の総体に係る減損損失の注記情報の質を改善した」というシナリオと親和的であるのは確かであろう。

第2節第1項で検討したとおり、減損損失に関連する注記事項の相違は、減損損失の認識・測定基準に係る相違によっても生じる。ただし今回の分析対象に限れば、会計基準の違いが減損損失の要否自体の違いを生み出し、その結果として注記事項の違いが生み出されているケースは確認されなかった。そうなるとIFRS適用によって（少なくとも部分的に）注記事項の質的な改善がみられた理由は、(a) 開示規定自体の違い（関連情報の注記を奨励する規定をIFRSだけが持ち合わせていること）、および(b) 文書化された開示規定をどう運用するかに関する経営者の考え方の違い（『IFRS適用レポート』にみられるように、任意適用企業は注記情報の開示により積極的な姿勢で臨んでいること）などに求められよう⁹⁾。

V 主要な発見事項と今後の検討課題

本稿の研究主題は、IFRSの任意適用によって、減損損失を補完する注記情報の質的な改善は図られたのか、であった。IFRS適用年度に

においては、同一年度・同一の企業について、2つの異なる会計基準にもとづく異質な注記情報を入手しうることから、本稿ではIFRS任意適用企業が適用初年度に公表した財務諸表を主要な検討対象とした。

減損損失を補完する注記情報に係る先行研究は、日本基準を適用している企業群のみならず、IFRSを任意適用した企業群においてもなお、注記情報は不十分な水準にとどまっている、という含意が引き出されている。これらの事実と整合するのは、「IFRSの任意適用によっても注記内容の質的改善は図られない」というものである。

その一方で、『IFRS適用レポート』が示されているように、IFRS任意適用企業の少なくとも一部は、より充実した情報の提供を意図している、という通念が受け入れられている。これと整合するのは、「IFRSの適用によって注記内容は質的に向上する」というものである。

一見矛盾する2つのシナリオをとともに視野に収めながら行った今回の分析結果は、先に記したとおり、「減損損失に関連する注記事項は、少なくとも部分的には改善がみられる」というものであった。この結果は見かけ上、直前の段落に記したシナリオとのみ整合しているように見える。

とはいえ、IFRS任意適用企業の中にも、回収可能価額の算定基礎やその見積もりに際して用いた割引率といった、「文書化された開示規定」が明示的に要求している項目を開示していない企業が少なくない⁽¹⁰⁾。また注記内容を改善するための努力が直接的にはのれんの減損損失に向けられており、「事業資産の減損損失を補完する注記情報」に限れば、その「改善効果」が現れていないケースもみられた。

これらの事実は、「改善方向への変化がみられるものの、開示の絶対水準は依然として不十

分であるのに加え、そこでいう不十分さは減損処理の対象となる事業資産の中でも、とりわけ有形固定資産に係る減損損失に関して顕在化すること」を示唆している。これは「IFRSの任意適用によっても注記内容の質的改善は図られないこと」を要点とする、最初に取り上げたシナリオとも整合的である。本稿における発見事項は、その意味で、「相互に矛盾しているようにみえる通念」を統合する、より一般的な説明原理と結びつくものと意義づけられるであろう。

いくつかの事実が解き明かされた一方で、未解明のまま残されている検討課題も存在している。第1に、回収可能価額の算定基礎やその見積もりに際して用いた割引率のように、文書化された規定において明示的に開示が求められている項目が少なからぬケースで開示されていない理由は、いまだ解き明かされていない。一部のケースは重要性が乏しいという判断から開示が見送られたものと推察されるが、調査対象年度に計上されている減損損失の総資産などに対する比率からして、すべてのケースで非開示の理由を重要性に求めることは難しいであろう。

未解明のまま残されている第2の課題は、文書化された開示規定自体は類似しているにもかかわらず、減損損失を補完する注記情報が少なからぬ企業について改善している理由の解明である。前節までに記したとおり、想定されるシナリオの1つは、「注記を通じて減損損失を補完すること」を奨励する姿勢の有無(IFRSだけが有している積極的な基本姿勢)に理由を求めるものである。もう1つは、IFRSを任意適用すること自体が、企業の積極的な開示意欲を代理している、というものである。いずれのシナリオがより説得的であるのかが明らかでないのに加え、かりに「もう1つのシナリオ」

に依拠する場合、なぜ日本基準のもとでは積極的な開示意欲を現実の開示に結びつけられなかったのか、という疑問にも答えなければならない。これらの諸点についてはさらなる検討が必要とされている。

注

- (1) 減損会計基準が求めている「回収可能価額」への切り下げは、「アップデートされた評価額」による再評価という意味において公正価値評価に属する手法と位置づけられる。
- (2) 代表的かつ嚆矢と位置づけられる研究として、石川 [2001]、川村 [2001]、辻山 [2002]などを参照されたい。
- (3) IAS/IFRS 以前に米国基準を適用していたいくつかの企業も分析対象としている。
- (4) 以下に引用した「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令等の概要（国際会計基準の任意適用関係）」を参照。

3. 並行開示（開示府令第 2 号様式記載上の注意(30)c, d 等）

指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した会社は、初年度に限り、(1) 日本基準による要約連結財務諸表（2 期分）、連結財務諸表を作成するための基本となる重要な事項の変更に関する事項（2 期分）、及び (2) 日本基準による連結財務諸表の主要な項目と指定国際会計基準による連結財務諸表の主要な項目との差異に関する事項（2 期分）を概算額で記載しなければならない。

また、翌年度以降は、直近の連結会計年度において、(2) の記載のみが求められる。

なお、(1) 及び (2) については、監査対象外とする。

(注) 米国基準適用会社が、指定国際会計基準を適用する場合には、上記 (2) を記載する必要はない。

- (5) IASC [1998], paras.7-17 および財務省企業会計審議会 [2002]「二 減損損失の認識と測定」を参照。
- (6) このほか、いったん計上した減損損失の戻し入れを日本基準が禁止しているのに対し、IASB は一定の条件下で戻し入れを要求している点も主要な相違点として知られている。
- (7) 厳密にいうと、回収可能価額が正味売却価額による場合は、割引率の開示が明示的には求められていない。ただしそこでは「時価の算定方

法」の開示が求められており、割引率は時価の算定過程において重要な役割を果たしていると考えられる。

- (8) 米国会計基準からの移行企業 9 社のうち、1 社は移行前後のいずれにおいてもキャッシュフローの見積もり期間に係る情報を提供していた。残りのうち 3 社は、見積もり期間に係る情報を IFRS への移行後に提供し始めている。さらに残る 2 社は IFRS 適用後、のれんに限って見積もり期間に係る情報を提供し始め、最後の 3 社は一貫して見積もり期間に係る情報を提供していない。
- (9) もちろん、日本基準がより積極的な情報提供を禁じていない以上、日本基準のままでも注記情報の質的改善を図ることは可能なはずである。それでも IFRS の適用が指向されたのは、開示内容を無視できない規模で変化させるためには、何らかの口実が必要になる、ということかもしれない。
- (10) 一部の企業は、「重要性が乏しい」という判断から注記を省略していると考えられる。しかし減損損失計上額の対総資産比などの指標との関係において、すべてのケースを重要性の問題に関連づけるのは難しい。

参考文献

- International Accounting Standards Committee (IASC) [1998], *International Accounting Standards (IAS) No.36: Impairment of Assets*.
- 石川純治 [2001]「論壇 減損会計と利益計算の構造」『企業会計』第 53 巻第 11 号, 1524-1534 頁。
- 遠藤美紀・白木俊彦 [2007]「固定資産の減損会計—減損会計適用の実態—」『南山経営研究』第 22 巻第 1 号, 59-83 頁。
- 川島健司 [2011]「〔研究ノート〕固定資産の回収可能価額の測定に関する実態調査」『経営志林』第 48 巻第 3 号, 103-116 頁。
- 川村義則 [2001]「減損会計の特徴と主要問題に関する考察」『早稲田商学』第 391 巻, 527-547 頁。
- 企業会計基準委員会 [2009]「企業会計基準適用指針第 6 号 固定資産の減損に係る会計基準 4 の適用指針」。
- 企業会計基準委員会 [2015a] 企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」。
- 企業会計基準委員会 [2015b] 企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」。
- 金融庁 [2016]『IFRS 適用レポート』(<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1/01.pdf>)。
- 胡丹・車戸祐介 [2012]「日本における減損会計に関する実証分析」『会計プロGRESS』第 13 巻, 43-

58 頁。
財務省企業会計審議会 [2002] 「固定資産の減損に係る会計基準」。
島田奈美 [2015] 「のれんの減損会計基準の適用実態－開示情報に基づく調査－」『流通科学大学論集 流通・経営編』第 28 巻第 1 号, 41-62 頁。

辻山栄子 [2002] 「減損会計の基本的な考え方」『企業会計』第 54 巻第 11 号, 1606-1612 頁。
山下奨 [2014] 「日本企業の IFRS の初度適用とのれんの影響」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第 17 巻, 131-173 頁。